

**後期高齢者医療被保険者証等の交付について～75歳以上の方の保険証～**

案内

《後期高齢者医療被保険者証の交付について》

75歳以上の方(一定の障害のある65歳以上の方を含む)が、現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日までとなっています。8月1日から有効の被保険者証は、**7月末に郵便でお届けします**ので、届いたら住所、氏名等に誤りがないかご確認ください。  
なお、8月からの自己負担金の割合(1割または3割)は、平成21年中の所得により判定されますので、変更となる場合があります。

※自己負担金の割合が3割となる方・・・

同一世帯内に住民税の課税所得が145万円以上の被保険者がいる世帯の被保険者



《基準収入額適用申請について》

自己負担金の割合が3割と判定された方で、平成21年中の収入が一定以下の方は申請をすることにより、1割になります。  
該当する方には、個別に通知しますので指定日にお越しください。

《後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)の交付について》

住民税非課税世帯の方には、申請により1か月に支払う自己負担金(入院時の食事代を含む)が減額になる減額認定証を交付します。  
該当する方には、個別に通知しますので指定日にお越しください。  
なお、**昨年度、減額認定証(オレンジ色)が交付になっている方で今年度も継続して該当する方には、今年度分の減額認定証を被保険者証と一緒に同封し、郵便でお届けします。(申請の必要はありません)**

問 市保険年金課 医療福祉係 ☎内線1512

**後期高齢者医療保険料の納付について**

平成22年度の後期高齢者医療保険料が確定したことにより、7月中旬に保険料に関する通知書を市から送付しますので、ご確認ください。

◆普通徴収(納付書で納める方)

「普通徴収納入通知書」が届いたら、指定の金融機関等で納めてください。

◆特別徴収(年金から天引きされる方)

「特別徴収開始通知書」が届いたら、10月から天引きされる保険料額をご確認ください。

※年度前半(7・8・9月)を納付書で、後半(10・12・2月)を年金からの天引きで納める場合もありますのでご注意ください。

問 市保険年金課 医療福祉係 ☎内線1512

**高齢者医療制度 公聴会を開催します**

現在、政府において、現行の後期高齢者医療制度に代わる新たな高齢者医療制度のあり方について検討されています。そのため幅広い意見を議論に反映できるよう、厚生労働省が主催する公聴会が開催されます。

◆日程

東京都	10月5日(火) 午後1時～3時30分	新宿文化センター大ホール [新宿区新宿6-14-1]
-----	------------------------	-------------------------------

※8月(福岡県・宮城県・大阪府)および10月(愛知県・広島県)でも開催しますので、詳しい日程等はお問い合わせください。

◆内容 新たな高齢者医療制度案の概要説明  
参加者との意見交換

◆申込方法 市保険年金課にある申込書に記入のうえ、お申し込みください。

問 申 市保険年金課 医療福祉係  
☎内線1512・1513

**入院時の限度額適用認定証の申請について  
～国民健康保険に加入している70歳未満の方～**

70歳未満の方の入院時の医療費が高額になった場合、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することにより、医療機関窓口での医療費の支払いが自己負担限度額までとなり、市役所での高額療養費の申請手続きが必要なくなります。

自己負担限度額は所得区分によって異なりますので、入院する方はあらかじめ市保険年金課で「限度額適用認定証」の交付申請をしてください。また、現在「限度額適用認定証」をお持ちの方も改めて申請が必要です。8月以降も引き続き認定証が必要な方は申請の手続きをしてください。

※保険外診療分および食事代金等については別途支払いが必要です。

※限度額適用認定証を医療機関窓口で提示すると高額療養費は市から医療機関に支払われます。

※限度額適用認定証の交付を受けていない場合も、今までどおり医療機関での支払い後に市役所窓口で高額療養費の支給申請をすれば支給を受けることができます。

※国民健康保険税の滞納の状況などにより、限度額適用認定証を交付できない場合があります。

◆自己負担限度額

所得区分	1か月当りの自己負担限度額 (3回目まで)	1か月当りの自己負担限度額 (過去1年間で4回目以降)
一般 (上位所得者以外の 住民税課税世帯)	80,100円 ※医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を80,100円に加算	44,400円
上位所得者	150,000円 ※医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を150,000円に加算	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※上位所得者とは、年間所得が600万円を超える世帯  
※1つの世帯で、同月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払い、合算して自己負担限度額を超えた場合も高額療養費の対象となります。  
この場合は、今までどおり市役所窓口において高額療養費の支給申請をする必要があります。

◆限度額適用認定期間

8月1日～平成23年7月31日 ※8月以降の認定証は、7月22日(木)から受け付けします。

◆申請に必要なもの

・保険証 ・印鑑(ゴム印不可) ※「限度額適用認定証」をお持ちの方はご持参ください。

問 申 市保険年金課 保険係 ☎内線1519

**入院時の食事療養費の減額について～国民健康保険に加入している70歳未満の方～**

保険診療で入院する場合の食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に一食当たり260円の定額負担となっていますが、住民税非課税世帯の方には、申請により食事療養費が減額になる「標準負担額減額認定証」を交付します。該当する世帯の方は、申請をしてください。

また、現在「標準負担額減額認定証」をお持ちの方も改めて申請が必要です。8月以降も引き続き認定証が必要な方は申請の手続きをしてください。

区分	一食当りの負担額
一般世帯の方	260円
住民税非課税世帯の方 90日までの入院 (過去1年間で90日を超える入院)	210円 (160円)

◆標準負担額減額認定期間

8月1日～平成23年7月31日

◆申請に必要なもの

・保険証 ・印鑑(ゴム印不可)  
・申請日現在で過去1年間の入院日数が90日を超えている方は、入院日数が確認できるもの(医療機関の領収書等)をお持ちください。  
※「標準負担額減額認定証」をお持ちの方はご持参ください。



問 申 市保険年金課 保険係 ☎内線1519

## 使用済み農業用塩化ビニルフィルムの回収(有料)をおこないます

案内

下妻市農業用廃プラスチック適正処理推進協議会では、農業用塩化ビニルフィルム(農ビ)の回収を有料にておこないます。

- ◆申込期間 7月20日(火)～30日(金) 午前8時30分～午後5時15分
- ◆負担金 4,000円(予定)
- ◆搬入日 8月2日(月)～4日(水) 午前8時30分～午後5時
- ◆搬入場所 JA常総ひかり千代川野菜集出荷所
- ◆荷姿 木片・金属等を取り除き、つづら折りし、登録番号を記入した農ビのヒモで2か所縛ってください。
- ※黒色・シルバー・糸入り・焼け等によりリサイクル出来ないもの、異物が混入しているもの、適正な荷姿でないものは搬入出来ません。

問 申 市農政課 ☎内線2622

## 農林航空防除を実施します

水稻の病害虫駆除のためヘリコプターによる航空防除を実施します。危被害防止等にご協力をお願いします。

- ◆散布日程(散布日程は、天候により変更になることがあります)

月日	地区名	基地名	散布区域
7月24日(土)	騰波ノ江・大宝	新橋	宇坪谷、中郷、数須、下田、貝越、下宮、若柳、横根平川戸、筑波島、294号バイパス東側
	下妻・大宝	大串機場	田町、坂本、円明寺裏、坂井、堀籠、平沼、若柳本田大串、294号バイパス西側
	下妻・大宝・上妻・騰波ノ江	糸線川堤防	大串、福田、相原山、大木、半谷、半谷越戸、糸線川両側
	上妻	桐ヶ瀬東	黒駒、江、平方、尻手、渋井、桐ヶ瀬、赤須、前河原
	豊加美	JA千代川カントリー(旧亀崎西)	加養前、新掘、亀崎、樋橋、肘谷、送電線の南側
7月25日(日)	豊加美・総上	JA下妻カントリー(旧小島草庵跡)	古沢、袋畑、谷田部、山尻、柳原、送電線の北側から国道125号まで、小島、不動宿、新掘北から旧国道294号まで
	総上・下妻・千代川	行田堤防	二本紀、今泉、中居指、小島、長塚(食肉センター南側)下栗・田下(旧294号西側)
	高道祖・大宝	小貝川堤防	高道祖全域、比毛から横根間(294号バイパス東側)
	千代川	伊古立	原・羽子・原新田・渋田・長萱・唐崎・伊古立・鯨(地方道つくば古河線南側かつ旧294号東側)
		JA千代川カントリー(旧四反田)	下栗・宗道・本宗道・見田・大園木・亀崎(地方道つくば古河線北側かつ旧294号東側)
	大形	村岡・五箇・皆葉・別府・鎌庭・鬼怒・原(大形地域および旧294号西側)	

- ◆散布予定時間 午前5時～10時頃
- ◆対象病害虫 ウンカ類、カメムシ類、いもち病、紋枯病
- ◆使用予定薬剤 スタークル液剤10 アミスターエイトフロアブル(病害虫の発生状況により変更あり)

### 《注意事項》

- ・散布された水田では、農薬が流出しないよう止水措置(7日間)をしてください。
- ・洗濯物等は、散布中は屋内に取り込んでください。
- ・薬剤が体に付着した場合は、石けん水で洗ってください。
- ・用排水、河川等での子供の水遊び、魚釣り等、散布後1週間くらいはしないようにしてください。
- ・養魚池、釣り堀等は、深水にする、かけ流し等の措置をしてください。
- ・散布された水田には、1週間くらい入らないでください。
- ・薬剤がかかったと思われる牧草などは、1週間ほど経過した後、安全を確認してから給餌してください。
- ・自動車等に薬剤がかかった場合は、できるだけ早く水洗いをしてください。
- ・水田近くの野菜等については、収穫時期をずらすなどの方法で、飛散防止にご協力をお願いします。(出荷野菜等については、事前確認をしますが、お問い合わせのうえ、危被害防止対策について確認願います)



問 茨城県西農業共済組合 ☎30-2914 散布当日現地連絡先 ☎20-7040(臨時電話)

## 有害鳥獣捕獲を実施します

案内

収穫前の梨果実を、ムクドリ・ヒヨドリ・カラスの食害から守るため、銃器による捕獲を茨城県猟友会下妻支部のご協力により実施しますので、皆さまのご協力をお願いします。

- ◆実施日 7月10日(土)～8月12日(木) 火・木・土・日曜日の日の出から日没まで 8月19日(木)～9月9日(木) 木・土・日曜日の日の出から日没まで
- ◆対象地区 下妻地区全域 ※重点地区(上妻・大宝・騰波ノ江・豊加美・高道祖地区)



問 市農政課 ☎内線2622

## 水道管と井戸水などの管が直接接続されていませんか

市の水道管と井戸水・共同水道等の管が直接接続されていませんか。これは、「クロスコネクション」といい、水道法により、固く禁止されています。

また、バルブを設置し、必要に応じて、水道水と井戸水等を切り替えて利用している状態も該当します。



◎水道水と井戸水等を併用して利用している場合は、右図のように必ず、配管を別にしてください。



- ◆水道管と井戸水などの管を直接接続するのは危険です そのまま放置しておく、井戸水・共同水道等が汚染されていた場合、バルブの故障、誤った操作や突然の事故により、汚染された水が水道管に流れこみ、水道水が汚染され、近隣世帯に健康被害が生ずるなど重大事故につながる危険性があります。場合によっては、法律により罰せられることもあります。また、反対に大量の水道水が井戸等に流れ込み、多額の水道料金が請求されることもあります。

- ◆水道管と井戸水などの管が直接接続されている場合 水道法および市の条例に基づき、水道を一旦停止し、水道管から井戸水等の管を切り離したことが確認できるまでの間、水道の利用ができません場合があります。早急に、水道事業所に連絡し、市の指定工事業者に修理を依頼してください。

問 市水道事業所 ☎44-5311

## あぶない！！ 「用水路」や「ため池」で遊ばないで！

毎年、農作業が盛んになる4月から9月にかけて、用水路や、ため池の水位が高くなり、場所によっては水深が1メートル以上になる場合もあります。こうした場所で、子どもが用水路に転落すると大事故につながります。

痛ましい事故を防ぐため、子どもたちが用水路や、ため池で遊ばないように、ご家族で話し合ってください。

また、こうした場面を見かけたら、声かけをお願いします。

## 県西地区巡回教育相談 相談

- ◆日時・場所
  - ・8月7日(土) 10:00～15:30 福祉の森総合会館 [古河市新久田271-1]
  - ・8月18日(水) 10:00～15:30 筑西市合同庁舎 県西教育事務所 第3会議室 [筑西市二木成615]

- ◆対象者
  - ・低視力の幼児・児童・生徒および保護者、担任の先生方
  - ・視覚障害を有する成人の方
  - ・視覚障害に関心のある方
  - ・視覚障害について、総合的な学習の時間や国語の学習で課題として考えている方

- ◆内容
  - ・補助具等の展示・体験
  - ・弱視シミュレーション体験
  - ・教材・教具・補助具等の紹介・展示
  - ・教育相談、個別相談

- ◆申込方法 氏名・所属等を記入のうえ、電話・Faxまたは電子メールにてお申し込みください。なお、個別相談の希望時間は、申し込み数により時間を調整する場合があります。(当日申し込み可能、参加費無料)

問 申 県立盲学校 (荒川・鈴木) ☎029-221-3388 Fax029-225-4328 E-mail shien@ibaraki-sb.ed.jp 〒310-0055 [水戸市袴塚1-3-1]

8月1日から父子家庭の皆さんにも児童扶養手当が支給になります

母子家庭を支給対象としていた児童扶養手当が、平成22年8月分手当から父子家庭にも支給されることになりました。

児童扶養手当を受給するためには、市へ申請(認定請求)が必要です。  
すでに父子家庭としての支給要件に該当している方は、7月20日より申請を受け付けます。

【児童扶養手当とは】

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童を監護している父または母、児童を養育(児童と同居、監護し、生計を維持していること)している養育者に対して、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

【対象となる方】

次のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(中度以上の障害を有する場合は20歳未満))について、父(母)がその児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

1. 父母が婚姻を解消した児童
2. 母(父)が死亡した児童
3. 母(父)が一定程度の重度の障害の状態にある児童
4. 母(父)の生死が明らかでない児童
5. その他(母(父)が1年以上遺棄している児童、母(父)が1年以上拘禁されている児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童など)

※注 支給対象に該当しても、児童が児童福祉施設に入所したとき、または請求者および児童が公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けられることができるときなど、手当が支給されない場合があります。

【所得制限】

受給資格者(ひとり親家庭の父や母など)やその同居する扶養義務者等について、それぞれ所得制限が設けられています。所得制限の額は、扶養親族の人数等により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

【手当額(月額)】

受給資格者(ひとり親家庭の父や母など)が監護・養育する児童の数や受給資格者の所得等により決められます。

- 児童1人のとき 全部支給 月額41,720円  
一部支給 月額41,710円~9,850円
- 児童2人以上の加算額 2人目 5,000円加算 3人目以降1人につき 3,000円

【支払月】

4月・8月・12月の年3回(支払月の前月分まで支給)

【父子家庭の方が受給するためには】

- ◆児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。
- ◆児童扶養手当は、申請をおこなった月の翌月分から支給されますが、父子家庭の方が11月30日までに申請した場合、次の取り扱いになります。
  - ・7月31日までに支給要件に該当している方  
→11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。
  - ・8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方  
→11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

◎11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になりますので、お早めに手続きをしてください。

※注 父子家庭の場合、最初の支給は12月(8月~11月分)になります。

【申請に必要な書類】

手当を受ける方の支給要件によって添付する書類が異なりますので、詳しくは市福祉事務所までお問い合わせください。なお、書類がすべてそろわないと受け付けできません。



本格フラダンスショーを開催します  
～歌って踊ってハッピータイム～

案内

本場ハワイでフラダンスを学んだ指導者を中心としたメンバーによる、本格的なフラダンスショーを生バンドでお楽しみください。皆様のご来園をお待ちしています。

- ◆日時 7月25日(日)・8月22日(日) 一日2回公演
- ◆場所 砂沼サンビーチイベント広場
- ◆入場料(サンビーチ入場料) 大人 1,100円  
小中学生 500円
- ◆その他 7月17日から8月22日までの毎週土・日曜日(8月14日・15日を除く)は歌のお姉さん達による楽しいアトラクションがあります。  
7月18日はよさこいソーランの愛好者による発表もあります。

※各種イベントは都合により変更になる場合があります。

問 市都市整備課 ☎内線1725

『ふるさとづくり推進協議会』参加団体募集

ふるさとづくり推進協議会は、行政と市民が一体となって、新しい文化の創造や伝統文化の育成を図り、未来に向けた個性あふれる地域づくりを推進することを目的とする団体です。参加を希望する団体を募集します。



- 参加要件  
市内まちづくり団体  
市内地区山車・神輿団体
- 主な活動内容  
市内の山車や神輿が一堂に会し、沿道を練り歩く「ふるさとまつり連合渡御」や、鬼怒川を会場におこなう「鬼怒川流域交流Eポート大会」の企画・参加・開催
- 参加決定  
ふるさとづくり推進協議会において協議し、通知します。  
※ふるさとまつり連合渡御に山車・神輿を持ち込み参加したい場合は、ふるさとづくり推進協議会の会員となり、一年以上活動したのち、申し合わせ、注意・遵守事項に同意することが必要となります。

問 申 市商工観光課 ☎内線2632・2633

第27回下妻まつり  
『千人おどり』踊り手募集

募集

毎年恒例の下妻まつり「千人おどり」も今年で27回目となりました。  
今年も、花火大会と同日開催となり、イベント盛りだくさんです。ひと夏の思い出づくりに、みんなで楽しく踊りましょう。

- 日時 8月7日(土) ※小雨決行  
アトラクション 午後5時5分~  
千人おどり 午後6時30分~
- 会場 新町(旅館吾妻屋前付近)  
~長塚(丸十パン前付近)
- 曲目 「下妻シッコメ」「下妻小唄」
- 服装 自由
- 事前申込期限 7月21日(水)
- 事前申込特典

- ①当日本部受付にてうちわ、手ぬぐいを準備します。
- ②希望によりおどりの講習会をおこないます。

※市内外問わずどなたでも参加可能。  
※自治区内で参加を希望する方は、自治区長までお申し込みください。  
※アトラクション・おどりの時間等は、天候等により変更になる場合があります。

問 申



下妻市観光協会事務局  
(市商工観光課内)  
☎内線2632  
ホームページ  
<http://www.shimotsuma-kankou.jp/>  
E-mail  
syouko@city.shimotsuma.lg.jp

問 申 市福祉事務所 児童福祉係 ☎内線1578

## 排水設備主任技術者資格試験および講習会

《主任技術者資格試験》

日時 10月6日(水)午後1時30分～午後3時30分  
 申請手続 受験申込書に写真2枚、履歴書、住民票、卒業証明書、資格証明書、振込受付証明書を添付し、お申し込みください。

《講習会》※受講なしでの試験受験可

日時 9月3日(金)午後1時30分～午後4時30分  
 内容 下水道一般、下水道関係法令、主任技術者制度、排水設備の設計・施行等

- ◆会場(同一会場) ホテルグランド東雲 [つくば市小野崎488-1]
- ◆手数料 試験料・講習会料 各2,000円
- ◆申込期限 8月13日(金)

◎受験資格・申込書・振込用紙の配布等、詳しくはお問い合わせください。  
 日本下水道協会茨城県支部ホームページより、申請様式のダウンロードができます。  
[\(http://www.jsdi.or.jp/~kyokai/\)](http://www.jsdi.or.jp/~kyokai/)

問 申 市下水道課 ☎内線1735・1736

## 福祉の就職総合フェア2010～就職相談会～

- ◆日時 8月7日(土) 13:00～15:30 受付 12:30～15:00
  - ◆場所 結城市民情報センター 3階 [結城市国府町1-1-1]
  - ◆対象者 福祉の職場に就職を希望する方
  - ◆参加施設等 現在職員を募集中または、平成23年3月卒業予定者の採用予定のある社会福祉施設・団体および介護支援事業者等40事業所
  - ◆プログラム 13:00～ 就職相談・面談コーナー 求職登録・求人情報提供コーナー
  - ◆その他 参加無料。求職者の事前申し込み不要。入退場自由。
  - ◆主催 茨城県、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会
- ※当日はなるべく公共の交通機関をご利用ください。

問 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会  
 茨城県福祉人材センター ☎029-244-4544



**10月1日  
 国勢調査を実施します！**

## いばらき就職支援センターを ご利用ください

### 案内

- ◆サービス内容
  - ・職業紹介および内職斡旋
  - ・就職情報の提供
  - ・キャリアカウンセリング、職業適性診断
  - ・職業支援セミナーの実施
  - ・求人受付(求人開拓員が事業所へ伺います)
  - ・解雇や賃金問題等の労働相談 など
- ◆開設時間 月～金曜日 午前9時～午後4時 ※祝日および国民の休日、年末年始を除く。
- ◆開設場所 いばらき就職支援センター県西地区センター [筑西市二木成615(筑西合同庁舎内)]

問 いばらき就職支援センター  
 県西地区センター  
 ☎22-0263または☎23-3811

## 就職力ステップアップ講座および 元気いばらき就職面接会

- 《就職力ステップアップ講座》
- ◆日時 8月31日(火)～9月3日(金)・6日(月)・8日(水)の6日間 9:30～16:30
  - ◆場所 筑西合同庁舎[筑西市二木成615]
  - ◆対象者 概ね40歳未満の若年者
  - ◆定員 30名 ※事前申し込み必要。
  - ◆参加費 無料
- 《元気いばらき就職面接会》
- ◆日時 9月9日(木) 11:30～12:30(受付11:00～) 面接会対策事前セミナー ※事前申し込み必要。 13:30～16:00(受付13:00～) 面接会
  - ◆場所 県西生涯学習センター [筑西市野殿1371]
  - ◆対象者 学生を除く若年者や離職者等の求職者
  - ◆参加企業数 約20社

◎詳しくは、県ホームページをご覧ください。  
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syookou/rosei/index.html>

申 株式会社セキショウキャリアプラス  
 ☎029-860-5080

問 県労働政策課 ☎029-301-3645

## 自衛官募集

### 募集

種目	自衛官候補生	一般曹候補生	航空学生(海上・航空)	
受付期間	8月1日(日)～9月10日(金) ※自衛官候補生(男子)は年間を通じておこなっています。			
応募資格	18歳以上27歳未満 (採用予定月の1日現在)	18歳以上27歳未満 (平成23年4月1日現在)	18歳以上21歳未満 (平成23年4月1日現在)	
試験 期 日 等	第1次	男子 9月17日(金) 女子 9月26日(日)	9月18日(土)	9月23日(木)
	第2次	—	1次試験合格者のみ実施 第1次試験合格発表日 10月1日(金)	1次試験合格者のみ実施 第1次試験合格発表日 10月8日(金)
科目	・筆記試験 (国語、数学、社会、作文) ・口述試験 ・適性検査、身体検査	・筆記試験 (国語、数学、英語、作文) ・適性検査	・筆記試験(択一・記述) (国語、数学、英語および地理歴史、 公民または理科のうちから1科目) ・適性検査(筆記式)	
給与等	初任給等 125,500円	159,500円(学歴・経歴等により異なります)	約2年間、航空学生としての基礎教育を受けた後、それぞれの操縦課程に進む。	
その他	各教育隊において、自衛官として必要な基礎的事項について教育訓練を受けた後、各人の希望と適性により進むべき職域が決定され、職域に必要な教育訓練がおこなわれる。			

問 自衛隊茨城地方協力本部 筑西地域事務所 ☎22-7239  
 ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/>

## 『講座』受講生募集

- 講座名 アーク溶接特別教育-2
- 日時 9月17日(金)～19日(日)午前9時～午後5時
- 内容 労働安全衛生法に基づく講習
- 定員 20人 ※定員を超えた場合は抽選。
- 受講料 2,900円(教材費含む)
- 申込方法 往復ハガキに①講座名②氏名③住所④電話番号(日中連絡の取れる番号)⑤年齢⑥職業(会社名)⑦企業申し込みの場合は担当者名・連絡先を記入のうえ、郵送にてお申し込みください。  
 ※電話等による申し込みはできません。
- 申込期限 8月23日(月)必着

問 申 県立筑西産業技術専門学院  
 ☎24-1714  
 〒308-0847[筑西市玉戸1336-54]

### 個人事業税の納税は 便利な口座振替で

個人事業税の納税は、公共料金と同じように預金口座から自動的に納税ができ大変安全で便利です。お申し込みは、預金口座のある金融機関で簡単にできます。印鑑を持参のうえ手続きしてください。

◎詳しくは、お問い合わせください。

問 筑西県税事務所 ☎24-9184

## 『在職者訓練講座』受講生募集

受講番号	講座名	内容	日時	申込期間(必着)
9	二級建築士受験対策(製図)	二級建築士受験対策(実技)	8/26(木)・28(土)・9/2(木)・4(土)・7日(火) 火・木曜日 18:00～21:00 土曜日 9:00～16:00	7/21 ～8/2
18	機械CAD(AutoCAD)	AutoCAD操作・作図実践など	8/24(火)・26(木)・31(火)・9/2(木)・4(土) 火・木曜日 18:00～21:00 土曜日 9:00～16:00	7/16 ～7/27

- 会場 古河産業技術専門学院
- 定員 各講座 10人
- 受講料 各講座共 2,900円
- 申込方法 往復ハガキに①受講番号②講座名③氏名④住所⑤電話番号⑥年齢⑦職業(会社名)を記入のうえ、郵送にてお申し込みください。  
 ※往復ハガキ1枚につき1講座1名、同一講座の重複申し込みおよび電話等による申し込みはできません。  
 ※定員を超えた場合、抽選により決定します。

問 申 県立古河産業技術専門学院  
 ☎0280-76-0049  
 〒306-0126[古河市諸川1844]

## 『下水道いろいろコンクール』 作品募集

募集

9月7日から13日は「茨城県下水道促進週間」です。  
促進週間にとまない、市では、下水道に対する理解を深めてもらうため「下水道いろいろコンクール」を実施し、下水道に関する作品の応募をお待ちしています。

### 【絵画・ポスター部門】

ポスターとして応募する場合は、「9月10日 下水道の日」の文字を入れてください。

### 【書道部門】

課題 小学生(1～3年)「下水どう」  
小学生(4～6年)「下水道の役割」  
中学生「下水道と環境」

### 【作文部門】

400字詰め原稿用紙(縦書き)で、小学1年～3年生は3枚以内、小学4年～6年生は4枚以内、中学生は5枚以内。

作品は自筆によるものとし、ワープロによるものは不可。

### 【新聞部門】

下水道の特集または紙面の半分以上に下水道をテーマにして取材、編集して紙面を構成したもの。

※新聞部門の応募単位は、学校、学級、グループ・個人など特に問いません。

※上記4部門については、小中学生が対象となり、各学校でとりまとめになります。

### 【標語部門】

官製ハガキに作品1点とし、1人1作品とします。

※一般公募については、標語部門のみとなります。  
住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記のうえ、お申し込みください。

●応募締切 9月3日(金)

問 申 市下水道課 ☎内線1736  
〒304-8501[下妻市本城町2-22]

## 夏の交通事故防止県民運動を 実施します

案内



- ◆期間 7月20日(火)～8月20日(金)
- ◆スローガン 「あわてずに 一息ついて みぎ ひだり」
- ◆運動の重点 飲酒運転・スピード違反・過労運転等の防止  
子どもと高齢者の交通事故防止
- ◆実施機関 下妻警察署・下妻市交通安全対策協議会

◎家庭・学校・職場でも交通安全の徹底を図り、一人ひとりが交通ルールを守って、事故に遭わないように気をつけましょう。

問 市民安全課 ☎内線1432

## 利用してみませんか～声の広報～

「声の広報」とは、視覚に障害のある方へ、市の「広報しもつま」「お知らせ版」や図書館の「声のたより」、社会福祉協議会からの「社協だより」をボランティアが声で録音し、CDに吹き込んで郵送するサービスです。  
視覚障害の手帳をお持ちの方が無料で利用できます。  
ご家族やお友達で該当する方がいる場合には、ぜひ、ご利用をお勧めください。

※CDを聴くためには専用の機械(有料)が必要です。  
詳しくは、お問い合わせください。

問 下妻市社会福祉協議会 ☎44-0142

## ふるさと博物館 展示会を開催します

貸しギャラリーによる展示会を開催します。  
皆さんのご来館をお待ちしています。

期間	展示会名	作品
7月13日(火)～8月1日(日)	「絵遊会」絵画展	油彩

※休館日 7月20日(火)・26日(月)

問 ふるさと博物館 ☎44-7111

## ふるさと博物館 油絵を描いてみよう！ ～夏休みワークショップ～

募集

油絵って知ってる？学校で使う絵の具とはちょっと違う絵の具と専用の筆やペインティングナイフを使って、学校ではできない体験をしてみませんか。

- ◆日時 8月7日(土)午前10時～12時  
小学3年生～5年生  
午後1時30分～3時30分  
小学6年生～中学3年生
- ◆場所 ふるさと博物館 講座室
- ◆対象 市立小学校3年生以上の児童  
市立中学校および市内在住の中学生
- ◆講師 遠藤 勇 先生(下妻出身)  
古河二高美術教師・  
白日会会員・県展審査員
- ◆持ち物 古タオル(おしぼりの大きさのもの)  
※汚れてもいい服装(絵の具は洗濯してもなかなか落ちません)
- ◆参加費 500円(絵の具・キャンバス代等)
- ◆定員 午前・午後それぞれ先着30名
- ◆申込期限 7月31日(土)  
※休館日 7月12(月)・20日(火)・26日(月)

◎完成した作品は、8月12日(木)～22日(日)まで博物館企画展示室に展示する予定です。

問 申 ふるさと博物館 ☎44-7111

## みんな集まれ!! 「ディキャンプ」 ～ボーイスカウトと一緒に学ぼう～

がんばれ子育て応援講座では、パパのための応援講座を開催します。  
キャンプの基礎となるテントの張り方や飯ごう炊飯のほかにも楽しい企画が盛りだくさんです。  
ぜひ、ご参加ください。



- ◆日時 8月22日(日)  
午前9時20分～午後3時  
※9時集合
- ◆場所 ビアスパーク下妻 多目的広場(野外)  
※雨天時 勤労青少年ホーム
- ◆参加費 1人につき500円
- ◆募集人員 小学生の父子20組 ※先着順
- ◆持ち物 米(1人1合)、軍手、タオル、水筒
- ◆申込期間 7月13日(火)～8月10日(火)

問 申 下妻市社会福祉協議会  
☎44-0142

## オオムラサキ観察会

案内

～国蝶オオムラサキを見に行こう！～

オオムラサキと森の文化の会では、観察会を実施します。

この機会にオオムラサキに会いに来てください。  
今年の観察会では、市内小学校の児童が育てた成虫の放蝶や河川管理者による川と森のお話などもあります。



- ◆日時 7月25日(日)午前9時30分～
- ◆集合場所 小貝川ふれあい公園上流コアゾーンあすまや  
※参加費無料。予約の必要はありません。

問 オオムラサキと森の文化の会  
(石倉) ☎44-0470

## 小貝川ふれあい公園 第2回下妻市自然観察クラブ展 ～自然観察の楽しさを！～

前回の記念展から、後2年間の活動を中心に保護活動の記録を展示しますので、ぜひ、ご来館ください。

- ◆とき 8月3日(火)～12日(木)  
午前9時～午後4時30分(12日は12時まで)  
※休館日 8月9日(月)
- ◆ところ ネイチャーセンター ギャラリーⅠ
- ◆展示内容
  - ・観察した生きものたちの写真
  - ・市内外の自然の風景写真
  - ・市内の自然100選地の紹介
  - ・自然についての絵画、詩歌、標本などの作品
  - ・絶滅しそうな生きものの保護活動の記録
- ◆共催 下妻市自然観察クラブ  
小貝川ふれあい公園ネイチャーセンター

問 小貝川ふれあい公園ネイチャーセンター  
☎45-0200

## 広報「しもつま」 わがやのにんきものコーナー掲載希望者募集 ～お子さんの写真を掲載してみませんか～

- ◆対象年齢 市内在住の1歳～3歳のお子さん
- ◆掲載内容 写真およびメッセージ

◎詳しくは、お問い合わせください。

問 申 市秘書課 ☎内線1212